**住宅宿泊事業法施行条例に規定する制限区域・期間について**

**資料　５**

|  |
| --- |
| 令和３年度の特別部会において、「住宅宿泊事業法施行条例の検討結果に係る報告書」を取りまとめていただき、論点である制限区域等については、当面現状を維持することが適当であるとされたところ。  一方で、コロナ禍により宿泊業に係る状況が一変しており、現時点での判断材料が乏しいことから、民泊事業が安定的に行われている状況で再度検討する必要があるとされたことから、改めて検討いただくもの。 |

１　これまでの検討状況

・Ｒ３報告書の概要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 論点 | 現状 | 条例制定時からの状況変化 | 委員からの意見 | 検討結果 | 今後の検討について |
| ①制限区域 | 学校・児童福祉施設の周囲 100ｍの区域、住居専用地域等 | 生活環境の悪化を防止する、良好な住環境を保護する必要がある地域において、その実施を制限する必要性が高いものであるという考え方については、条例施行後も変更の必要性はない。 | 条例で規定している制限内容の改正に関わるような問題点や事案はないこと、また、コロナ禍が続いている状況を踏まえ条例改正に関わるようなことはない。 | 新型コロナウイルス感染症の経済社会活動への影響を踏まえながら、引き続き検討する必要があるが、当面、現状を維持する事が適当である。 | ・条例の施行状況の検討項目（論点）については、いずれも当面、現状を維持する事が適当である。  ・コロナ禍により、宿泊業に係る状況が一変しているのが実情であり、現時点での判断材料が乏しい。  ・民泊事業が安定的に行われている状況で再度検討する必要がある。 |
| ②制限期間 | 制限区域内の土日・祝日（学校周辺は、長期休業期間も含む。）以外の日の営業を制限 | 制限区域内での生活環境の悪化の防止を前提としつつ、営業可能な期間を設けているという考え方については、条例施行後も変更の必要性はない。 |
| ③制限の解除 | 事業者からの申請に基づき、生活環境の悪化の防止のために必要な措置を講ずること等要件 に該当すると知事が認める場合は、１年以内を有効期間として制限区域・期間を解除 | 認定は、本来課される条例上の制限を例外的に除外する制度であることから、有効期間は比較的短期間をすべきと考えられることについては、条例施行後も変更の必要性はない。 |

２　民泊の現状

(1) 利用者数等

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| 届出住宅数 | 26 | 44 | 57 | 60 | 63 | 67 | 82 | 112(12月末時点) |
| 利用者数 | 860 | 2,228 | 1,016 | 1,871 | 2,576 | 2,554 | 3,425 | 3,697（9月末時点） |
| 苦情件数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 広域振興局へのヒアリング結果

　・令和４年の夏以降は利用者が回復傾向にある施設も見られる。

・届出数は増加傾向にあり、宿泊日数も上限の180日近くまで営業している施設があることを把握している。

・苦情及び違法民泊は近年確認されておらず、増加傾向にない。

・制限区域の関係者である児童福祉施設等からの意見等はない。

３　条例に規定する制限区域・期間について

利用者数等から、令和３年度と比較すると、事業は安定的に行われている状況である。

一方で、R３報告書時と同様に条例で規定している制限内容の改正に関わるような問題点や事案は新たに発生していないこと、苦情等は増加しておらず生活環境の悪化は認められないことから、当面、現状を維持する事が適当である。（事務局案）